

# おくやみ に関するおもな手続き

※1 税・社会保障関係の手続き、**マイナンバー**マークのあるものは、**マイナンバーカード**または**通知カード**の提示が必要となります。  
 下記の必要書類のほかに「**本人確認書類**※2」「**印かん**」が必要になります。  
 ※3 **出張所**マークのあるものは、出張所でも手続きできます（平日のみ）

1 手続きが必要な方	該当	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※3	便利な本 ※4	済
------------	----	-------	------------	-----------	---------	---

## 亡くなられた方が以下に該当する場合、手続きが必要です

保険年金	国民健康保険に加入していた方	国民健康保険証の返却	国民健康保険証	保険年金課 (本庁舎 1 階)	-	
	→ 70 歳から 74 歳までの方	高齢受給者証の返却	高齢受給者証	<b>出張所</b>	-	
	→ 高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費などの支給申請	高額療養費等支給申請書 (該当する世帯には医療機関を受診した概ね 3 ヶ月後に市から郵送) ・相続人代表者の口座番号がわかるもの ・相続人代表者の印かん ・医療機関へ支払をした領収書 <b>マイナンバー</b>		P58	
	→ 喪主又は葬祭をおこなった方	葬祭費の支給申請	・会葬礼状か葬祭費の領収書 ・葬祭費の振込先のわかるもの ・申請者の身分証明		P58	
	75 歳以上 (一定の障害がある方は 65 歳以上) の後期高齢者医療制度に加入していた方	保険証の返却	後期高齢者医療保険証		P71	
		高額療養費などの支給申請	・高額療養費等支給申請書 ・相続人代表者の口座番号がわかるもの ・相続人代表者の認印 <b>マイナンバー</b>		P71	
		葬祭費の支給申請	・ 葬祭を行った方の口座番号がわかるもの ・ 葬祭を行った方の印かん ・ 会葬礼状か葬祭費の領収書 <b>マイナンバー</b>	保険年金課 (本庁舎 1 階)	P71	
	各種認定証を持っていた方	各種認定証の返却	・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用 ・ 標準負担額 減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証 など		P59 P71	
	上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。				
	保険料等の「相続代表者の届出」が発生する場合 ①国民健康保険に加入していた世帯主 ②75 歳以上 (一定の障害がある方は 65 歳以上) の後期高齢者医療制度に加入していた方	相続人代表者の届出	①相続人代表者指定届出書 ②相続人届出書 ・相続人代表者の口座番号がわかるもの ・相続人代表者の認印		-	
	国民年金に加入中だった方	国民年金の資格喪失	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要 ※厚生年金・共済年金の方は勤務先へ、第 3 号被保険者の方は配偶者の勤務先へ		-	
高齢	年金を受給していた方	未支給年金の請求または死亡届	※亡くなられた方が受給していた年金の種類などにより、必要書類や手続き先が異なりますので、まずはご相談ください 保険年金課(本庁舎 1 階) 府中年金事務所 (府中市府中町 2-12-2 電話 042-361-1011)		-	
	→ 農業者年金を受給していた方	※農協を経由しての提出書類があります	●農業者年金死亡関係届出書 ・ 受給者の年金証書 ・ 受給者の死亡日が確認できる住民票等	経済観光課内 (本庁舎 2 階) 農業委員会事務局	-	
	65 歳以上の方	介護保険証などの返却	介護保険証など (お持ちの場合は、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証)	介護保険課 (本庁舎 1 階)	P75	
	(参考)東京都シルバーバスを持っていた	お近くのシルバーバス常設窓口にご返却ください。20,510 円券は、負担金の一部について返還金が発生する場合があります。詳しくは東京バス協会(電話 03-5308-6950)へお問合せください。 ・京王電鉄バス桜ヶ丘案内所 (関戸 1-10-10 聖蹟桜ヶ丘駅西口) 電話 042-375-1515 ・京王バス南多摩営業所 (南野 1-1-1) 電話 042-357-0031			高齢支援課 (本庁舎 1 階)	P74
障がい	障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の返却	・身体障害者手帳 ・療育手帳 (愛の手帳) ・精神障害者保健福祉手帳など		P76	
	障害や難病に関わる各種手当を受けていた方	受給資格の喪失	※受付窓口でご相談ください	障害福祉課 (本庁舎 1 階)	P78	
	障害や難病に関わる各種医療費助成を受けていた方	資格の喪失	※受付窓口でご相談ください		P56 P80	
	交通費助成やその他障害福祉関連の助成等を受けられていた方	資格の喪失 受給資格の喪失等	※受付窓口でご相談ください		P76	
子ども	児童手当の対象児童	児童手当支給事由消滅届または額改定届	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください	子育て支援課 (本庁舎 2 階)	P64	
	ひとり親の制度 (児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親医療費等助成制度のいずれか) を受けていた	※受付窓口でご相談ください	※状況により必要なものが異なりますので、ご相談ください		P64	

## 亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

税・料金	被相続人に一定以上の所得のあった方、土地・家屋などの固定資産を所有していた方	相続人代表者指定 (相続人を代表して市民税、固定資産税の納税通知の受領、納税をする方)	相続人代表者指定届		P37	
	固定資産を共有していた	共有代表者の変更 (亡くなられた方が代表の場合)	共有代表者の変更届	課税課 (本庁舎 2 階)	P37	
	未登記家屋を相続する	未登記家屋所有者変更届が必要	・遺産分割協議書 ・相続する方の印鑑証明 ・実印の押印		P37	
	土地・家屋を相続する (変更登記)	※詳しくは東京法務局府中支局でご相談ください 東京法務局府中支局 府中市新町 2-44 電話 042-335-4753				P37
	→ 農地を相続する	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書	※詳細は窓口で確認してください	経済観光課内 (本庁舎 2 階) 農業委員会事務局	-	
	原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車を所有していた方	廃車、名義変更手続き	※受付窓口でご確認ください		P37	
	軽二輪、二輪の小型 (125cc 超のバイク) を所有していた方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033			課税課 (本庁舎 2 階)	P37
	軽三輪、軽四輪自動車を所有していた方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104				P37
	税・料などを口座振替で市に納めていた	口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印	取扱金融機関で対応	-	
	市に納める税金・保険料などに未納がある場合	納付相談、相続代表者選任届を提出	来庁者の身分証明書	納税課 (本庁舎 2 階)	P22	
	→ 財産や負債を放棄する場合	※家庭裁判所でご相談ください				-
	上下水道の使用をやめる場合	使用中止届 (ご解約)	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 0570-091-100(ナビダイヤル)			P48
	→ 上下水道の使用人名義を変更する場合	使用名義変更 (ご契約変更)				

※2 **マイナンバーに関する本人確認書類**とは・・・マイナンバーが必要な手続きの際は、本人確認をいたします。つぎの本人確認書類の提示が必要です。1点でOKのもの〔マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書〕 2点必要なもの〔健康保険証、年金手帳、介護保険証など〕  
**代理人の方が手続きするときは**・・・①代理人として来られた方について本人確認を行います。②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。③マイナンバーの対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番号) をご提示いただきます。  
 ※4 「**便利な本**」とは・・・「多摩市の便利な本」のことで、多摩市民の皆さんの暮らしの手引きとなるような行政情報や詳細な地図を掲載しています。

	1手続きが必要な方	該当	2手続き	3必要なもの	4受付窓口	便利な本	済
その他	犬を飼っている方		犬の登録変更（飼い主）	(特になし)	コミュニティ・生活課 (本庁舎4階)	P50	
	市営住宅に入居していた方が亡くなった場合		市営住宅の退去手続き	※相続人代表者の方が手続き ※必ず届出が必要です。窓口でご相談ください	都市計画課 (東庁舎)	P22	
	大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちの方		資格喪失の手続き	マル都医療券		P56	
	被爆者手帳をお持ちの方		被爆者用死亡届及び葬祭料支給申請書の記入	※窓口でお問い合わせください	福祉総務課 (本庁舎4階)	-	
	健康診断受診票をお持ちの方（被爆二世の方）		戸籍法の規定による死亡届の届出義務者 被爆二世用死亡届の記入	※窓口でお問い合わせください		-	

亡くなられた方のご家族が以下に該当する場合、手続きが必要です

	1手続きが必要な方	該当	2手続き	3必要なもの	4受付窓口	便利な本	済
住所 戸籍	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合		世帯主変更届出	本人確認書類	市民課 (本庁舎1階) 出張所	P28	
	健康保険の扶養から外れて国民健康保険に加入する方（74歳以下の方）		国民健康保険の加入・保険証の交付（後日郵送となる場合あり）※資格喪失日より14日以内	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」・マイナンバー ご家族でも別世帯の方は世帯主からの委任状		-	
保険 年金	亡くなられた配偶者の扶養から外れて国民年金に加入する方（20歳以上60歳未満の方）		国民年金の加入 ※資格喪失日より14日以内 ※国民年金保険料の納付猶予・免除制度有。詳細はお問い合わせください。(出張所では不可)	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」・年金手帳 (注)国民健康保険の加入と同時に手続きする場合、証明書は1通で兼用可 マイナンバー	保険年金課 (本庁舎1階) 出張所	P39	
	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方		新しい国民健康保険証の交付（後日郵送となる場合あり）	変更前の保険証		-	
子ども	受けられる年金給付がないか、確認とご相談		・遺族基礎年金（子のある配偶者、または子） ・遺族厚生年金（配偶者など） ・国民年金寡婦年金（60歳～64歳の妻） ・国民年金死亡一時金	※亡くなられた方の年金の状況や家族構成などにより、手続き内容や手続き先が異なりますので、まずはご相談ください 府年金事務所 府中市府中町 2-12-2 電話 042-361-1011	保険年金課 (本庁舎1階)	P39	
	お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、相談		・児童手当・児童扶養手当・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成・児童育成手当	※状況により必要なものが異なりますので、ご相談ください	子育て支援課 (本庁舎2階)	P64	
	保育園又は幼稚園に入園しているお子さんがいる方		世帯構成の変更など	※お問い合わせ又は窓口までご相談ください		P68	



みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

## 多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

多摩市ホームページ <http://www.city.tama.lg.jp/>

平成30年11月発行-1

# 手続きチェックシート おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます

- 死亡の事実を知った日から7日以内に届出してください。

まずはじめにする手続きは、**死亡届**を市民課(本庁舎1階)へ提出

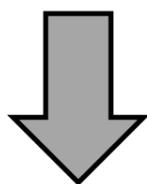
《届出できる人》

親族または関係人 ※代理人は届出できません

《届出に必要なもの》

1. 医師が作成した死亡診断書付きの死亡届
2. 届出人の印かん

\*死亡届の受理後、「埋・火葬許可証」をお渡します。埋・火葬許可証は火葬場に必ずお持ちください。火葬後、「火葬済証明書」が渡されます。納骨時必要な書類ですので大切に保管してください。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります

相続に関するものは「法律相談」「税務相談」「不動産の相続・贈与等の登記相談」「相続・遺言等  
くらの書類作成相談」等で受けられます。

多摩市役所本庁舎1階市民相談室（電話042-338-6806）へ予約してください。